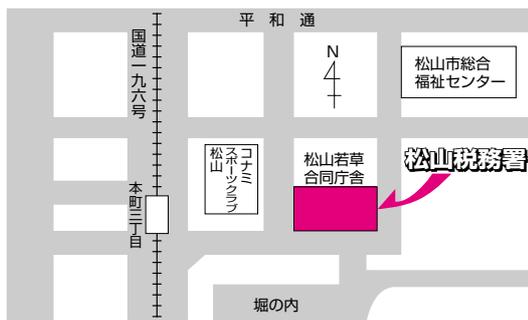




税

還付を受ける確定申告は
1月からできます！
お早めに！

平成19年分の所得税の払戻しを受ける還付申告については、平成20年1月から松山税務署（松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎）で受け付けています。還付申告は早めに済ませると早く税金の還付が受けられます。
確定申告期間中（2月18日から3月17日まで）役場での申告は混雑することが予想さ



れます。還付申告の方は、書類が整い次第、早めに申告することをおすすめします。

四国税理士会松山支部からのお知らせ

四国税理士会松山支部では、次のとおり所得税の確定申告の無料相談を行います。

期 間	時 間	場 所
2月6日(水) ～ 2月8日(金)	10時～18時	いよてつ高島屋 9階 ローズホール
1月29日(火) ～ 2月1日(金)	9時～17時	松山市役所本館 11階 会議室
2月13日(水) ～ 2月15日(金)	9時～17時	松前町役場 2階 会議室

ご相談などの対象者は、関与税理士のいない所得者で、給与所得者・年金に係る雑所得者（住宅借入金等特別控除者は除く）となります。

年金

20歳になったら国民年金に加入しましょう

問い合わせ
四国税理士会松山支部
☎945-5761

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

20歳の前月に社会保険事務所から加入勧奨状（加入のおしらせ）が送付されますので、必ずご回答ください。
第1号被保険者・第3号被保険者に該当する方は、必ず加入手続きが必要です。
国民年金の加入手続きは、町民課の窓口で直接手続きをしてください。
（第2号被保険者は、事業主などが手続きを行うため、本人からの加入手続きは不要です）

毎月の保険料はいくら？

国民年金（第1号被保険者）の保険料（定額）は、**月額14,100円**です。（平成19年度の額）
なお、保険料をまとめて前払いすることによって割引される**前納制度**もあります。

保険料の納付が困難な方は…

20歳になって、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」などの保険料免除制度を利用することができます。

所得の少ない若年層（20歳代で学生以外）の方や、所得のない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることなどを防止するため、**本人の申請により保険料の納付が猶予される制度**です。

年金受給者のみなさんへ 源泉徴収票は大切にしてください

老齢や退職を事由とする年

金を社会保険庁より受けている方には、1月末までに源泉徴収票が送られてきます。この源泉徴収票は確定申告をする際に必要ですから、なくさないようにしてください。確定申告が必要な例として、次のような場合があります。

- 2つ以上の年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出している場合
- 年金以外に給与などの収入がある場合
- 源泉徴収票で受けることのできなかった控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など）があるため、所得税を納めすぎとなっている場合

なお、死亡された方には源泉徴収票は送付されませんので、必要な場合はお早めに社会保険事務所へご相談ください。

問い合わせ

松山西社会保険事務所
国民年金保険料課
☎925-5175
役場町民課住民係
☎985-4106